

## 軽石の基本的対処方針

沖縄県軽石問題対策会議

令和3年11月22日

令和3年8月に福德岡ノ場の噴火によって発生し、沖縄県及びその近海に漂流・漂着した軽石について、基本的な対処方針は以下のとおりとする。

### 記

- 1 県民生活及び水産業、観光業等への影響を最小限に抑えるため、県民、NPO、市町村、学術研究機関、国等あらゆる機関・関係者と連携して、回収、利活用を推進する。
- 2 漂流・漂着の状況、回収、利活用の状況等について、県民に分かりやすく伝えるため、県のホームページで必要な情報を遅滞なく公開する。
- 3 県による回収と併せて、技術、費用等支援を行うことにより、市町村等が実施する回収の円滑な実施を促進する。
- 4 漂流・漂着している軽石の回収、利活用等の方法について、国、学術研究機関の調査研究結果等の情報収集を行う。
- 5 国、市町村等と情報共有、協議を行い、回収した軽石の保管に必要な保管場所を確保する。なお、保管については、関係法令を遵守するとともに、周辺的生活環境に支障が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 6 回収した軽石の利活用（残土処分等も含む）の方法について、早急に確認、開発するとともに、民間等のアイデアも活用して、多様な方法を実現するために必要な措置を行う。
- 7 回収・利活用に必要な予算の確保に努める。